

県営明野住宅建替事業 基本協定書（案）SPC用 新旧対照表（令和5年2月20日）

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
1	1			(7)	「設計企業」とは、構成企業のうち、県営明野住宅等建替事業の設計を担当する●をいう。	「設計企業」とは、構成企業のうち、県営明野住宅建替事業の設計を担当する●をいう。
1	1			(8)	「建設企業」とは、構成企業のうち、県営明野住宅等建替事業（設計及び工事監理を除く。）の建設を担当する●をいう。	「建設企業」とは、構成企業のうち、県営明野住宅建替事業（設計及び工事監理を除く。）の建設を担当する●をいう。
1	1			(9)	「工事監理企業」とは、構成企業のうち、県営明野住宅等建替事業の工事監理を担当する●をいう。	「工事監理企業」とは、構成企業のうち、県営明野住宅建替事業の工事監理を担当する●をいう。